

大分県衛生環境研究センター行動指針

令和8（2026）年3月
大分県衛生環境研究センター

目 次

I	大分県衛生環境研究センター行動指針の趣旨	
1	背景と目的	1
2	本指針の位置付け	1
II	センターの状況	
1	正規職員	2
2	試験検査等検体数	4
3	歳出予算および備品購入費	5
III	ビジョンおよび基本方針策定の背景	
1	ビジョン	6
2	基本方針	7
IV	基本方針に基づく重点取組	
	基本方針1 確かな技術と信頼で支える試験検査	8
	基本方針2 行政課題に応える調査研究	9
	基本方針3 危機対応力の強化と保健所等への研修・指導	10
	基本方針4 県民へ分かりやすく届ける情報	11
V	進捗管理・見直し	12
VI	その他	12
	○基本方針の目標	13

I 大分県衛生環境研究センター行動指針の趣旨

1 背景と目的

大分県衛生環境研究センター（以下「センター」という。）は、地方衛生研究所設置要綱（平成9年3月14日付厚生省発健政第26号厚生事務次官通知「地方衛生研究所の機能強化について」（以下「要綱」という。））および地域保健法（昭和22年法律第101号）第4条に基づく「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」（平成6年厚生省告示第374号）に基づいて設置され、保健衛生と環境分野の科学的・技術的中核機関として、県民の健康・生命を守り、環境保全への寄与等に資する試験検査、調査研究を実施するとともに、県政の施策に科学的技術的根拠を提供し、行政の需要に的確に応える調査研究に取り組んできた。

現在、センターは、平成18（2006）年度にまとめられた衛生環境研究センターのあり方検討委員会報告書（以下「報告書」という。）に示された、県民の安全・安心に貢献できる新しい研究センターへの再構築や、県民の保健・衛生・環境に対する安全、安心を守る職員を総合的・一元的に指導する研修施設としての機能充実などの方向性に基づき運営しており、社会情勢の変化や行政ニーズの多様化に対応するため、適宜、自らの役割や業務のあり方を見直してきた。

また、令和5（2023）年度に地方衛生研究所には、①次の感染症危機に備え、民間検査機関が検査体制を整え、軌道に乗るまでの感染初期における検査需要に応えることのできる体制の抜本的な強化が必要。②国立感染研究所とともに、未知の新興感染症に対応するために、ウイルス検査やゲノム解析など役割を果たすべき。③本庁や保健所に対しての技術的な指導等教育の場としても役割を果たすことが求められる。④検査の実施だけではなく、調査研究や分析に加え、地域住民等に対して結果をわかりやすく公表することも重要。の4つの役割・能力が求められるなどの地域保健法の改正や要綱の廃止に伴い新たに、地方衛生研究所等の整備における留意事項（令和5年3月29日付健発0329第10号厚生労働省健康局長通知）により、機能強化のあり方が示された。

このようにセンターに求められる役割は、一層高度化・複雑化しており、各職員がセンターの果たすべき役割を理解した上で、主体的に業務に取り組むことがこれまで以上に重要となっている。

このため、センター職員一人ひとりが日々の業務の中で意識すべき基本的な考え方と行動の方向性を共有し、組織として着実に実践していくことを目的として、大分県衛生環境研究センター行動指針（以下「本指針」という。）を策定する。

2 本指針の位置付け

本指針は、大分県長期総合計画（以下「長期計画」という。）、大分県感染症予防計画、第4次大分県環境基本計画およびその他の県計画と整合を図るものとし、センターが実施する試験検査や調査研究などの実施について、令和8（2026）年度から長期計画の計画期間である令和15（2033）年度までの8年間を見通して、基本的な考え方を示すものである。

なお、長期計画の中間年の令和10（2028）年度に見直すこととする。

Ⅱ センターの状況

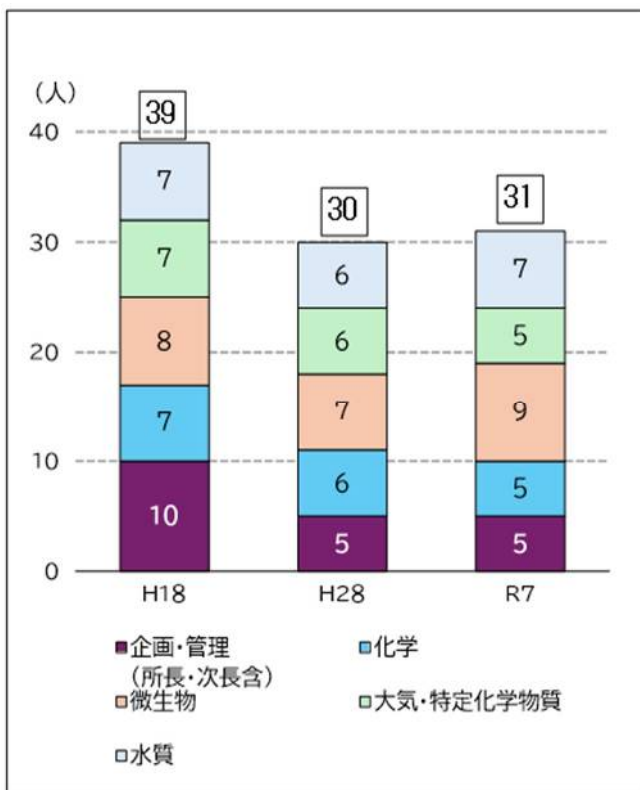
1 正規職員

報告書が示された平成 18 年度、センターへの包括外部監査が実施された平成 28（2016）年度、本指針の策定年度である令和 7（2025）年度におけるセンターの正規職員数は、平成 18 年度が 39 人と最も多く、令和 7 年度では 31 人となっており、30 人台で推移している。

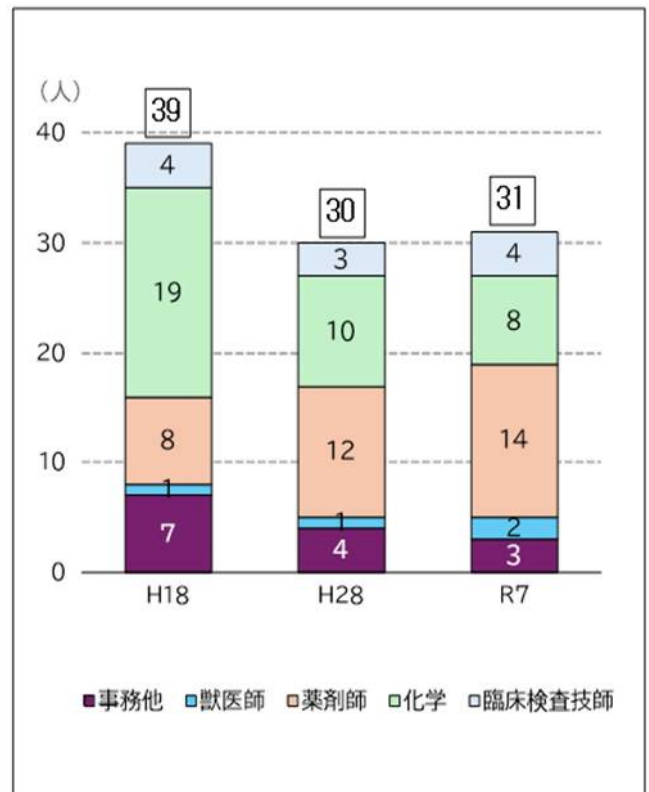
担当ごとの職員数については、新型コロナウイルスのように急速に地域で拡大する感染症や食中毒等の試験検査に的確に対応できるよう、センター全体の職員数は減少している中でも微生物担当の職員数は増加している【図 1】。

職種について平成 18 年度は、化学職が最も多く、平成 28 年度および令和 7 年度は、薬剤師が最も多くなっている【図 2】。

【図 1】 職員数の推移



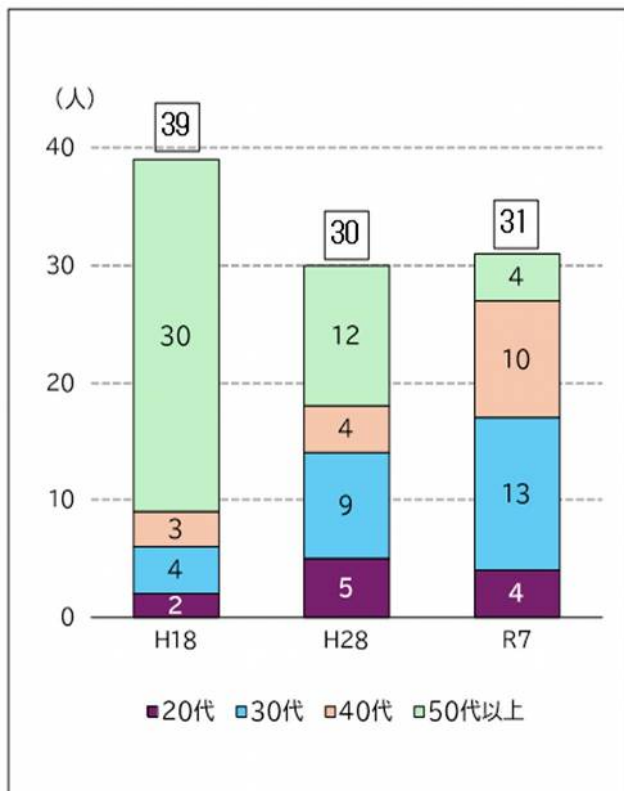
【図 2】 職種の推移



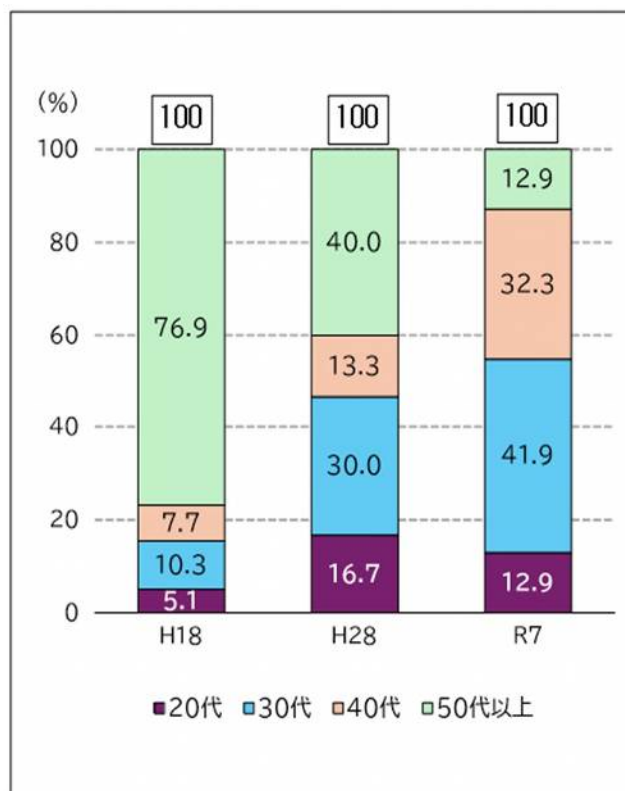
また、年齢構成については、平成18年度は、50代以上が30人と最も多く、約77%を占めていた。

平成28年度からは、30代が最も多くなり、令和7年度では30代が13人、約42%と最も多く、20代の4人と合わせると17人となり、約45%となっている【図3、4】。

【図3】年齢構成の推移



【図4】年齢構成（割合）の推移

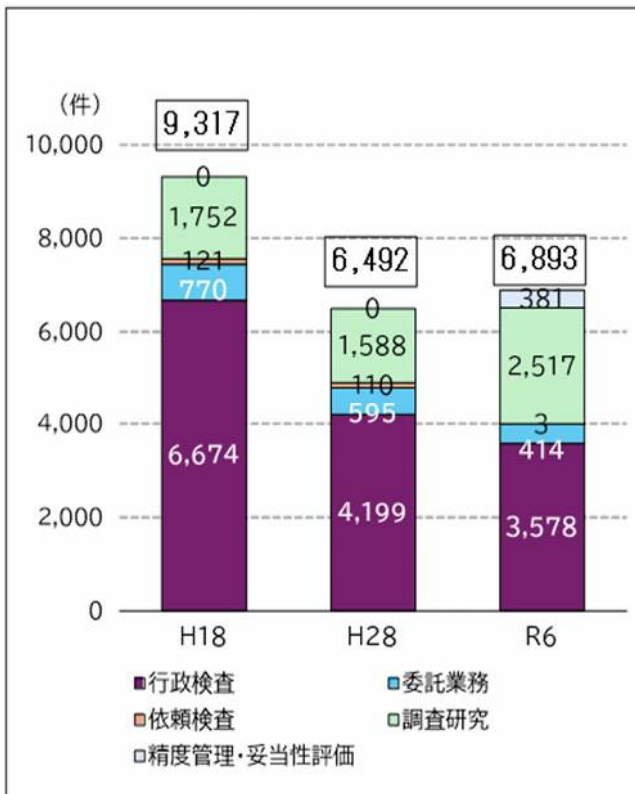


2 試験検査等検体数

平成 18 年度、平成 28 年度および直近の数値である令和 6（2024）年度におけるセンターが実施している行政検査等の試験検査や調査研究に関する検体数は、平成 18 年度が約 9,300 件と最も多く、平成 28 年度は約 6,500 件、令和 6 年度は約 6,900 件となっている【図 5】。

担当ごとの検体数については、微生物担当が最も多い状況となっている【図 6】。

【図 5】 試験検査等検体数の推移



【図 6】 試験検査等検体数（担当ごと）の推移



3 歳出決算および備品購入費

平成18年度、平成28年度および直近の数値である令和6年度におけるセンターの歳出決算は、平成18年度が約2億円であり、令和6年度では約2億2千万円に増加している【図7】。

また、試験検査や調査研究に使用する機器類の整備を目的とした備品購入費についても、平成18年度の2千9百万から令和6年度は6千4百万円に増加している【図7】。

【図7】 歳出決算及び備品購入費の推移



Ⅲ ビジョンおよび基本方針策定の背景

近年、健康・衛生・環境を取り巻く社会環境や行政ニーズは、大きく変化している。

こうした変化の中、本県においては、新たに「大分県長期総合計画『ビジョン 2024』」が策定され、地域保健法の改正も行われ、地方衛生研究所に求められる機能の強化や役割がより明確化された。

センターを取り巻く環境も変化し、ベテラン研究員から若手研究員に世代交代が進み組織が活性化する中、検査精度維持の負担の増大や、試験検査業務量の増加により調査研究や情報発信等に十分に取り組めない状況、さらに研究の継続性や組織的な取組に関する課題も抱えている。

そうした中、センターでは、大学や九州各衛生環境研究所等との連携による勉強会や相互研修の実施、試験検査手法の見直しやICT活用の検討による業務効率化、パイロット研究制度の導入など、課題解決に向けた取組を着実に進めてきた。

これらの取組を一過性のものとせず、今後も県民の信頼を守り、安全・安心を支え続けるためには、センターが目指すビジョンや基本方針のもと、役割や取組の方向性を明確にして、組織としての機能強化を図っていくことが必要である。

1 ビジョン

「平時から有事まで、県民の安全・安心を科学で支える大分県衛生環境研究センター」

【ビジョンを構成する基本姿勢】

ビジョンを構成する基本姿勢は、以下の4点である。

1) 信頼性の高い試験検査

・センターは、法規制に基づく信頼性の高い試験検査を着実に実施し、健康・衛生・環境分野における科学的・技術的拠点として、県民の安全・安心な生活を支え続ける。

2) 揺るぎない専門性による貢献

・健康・衛生・環境分野における科学的・技術的拠点として、県民の安全・安心な生活の確保に貢献する。

3) 平時からの危機対応力強化

・新たな感染症の発生や健康危機事案に対しては、平時からの検査体制や人材育成の取組みを基盤に、迅速かつ的確に対応できる体制を維持・強化する。

4) チームで実現する県民の安全・安心

・その実現に向け、職員一人ひとりが最新の知識や技術の習得に努め、組織としてチームによる調査研究に取り組むことで、研究成果を行政施策や現場対応へと確実につなげ、県民の安全・安心の実現を目指す。

2 基本方針

ビジョンの実現に向けて、次の4つ基本方針に基づき業務を推進する。

○基本方針1 確かな技術と信頼で支える試験検査

- ・ 研究員は、常日頃から試験検査技術の研鑽に努め、科学的根拠に基づく信頼性の高い試験検査を実施する。
- ・ 試験検査の精度管理に努め、行政判断を的確に支える検査体制を確保するとともに、試験検査結果やそこから得られる知見を、必要に応じて適切な形で情報として活用・提供する。

○基本方針2 行政課題に応える調査研究

- ・ 行政ニーズを踏まえた調査研究を推進し、成果を活用する。
- ・ 衛生・環境分野における課題を的確に捉え、調査研究の成果を行政施策や現場対応へと活かす。
- ・ 得られた調査研究の成果や知見を積極的に関係機関へ発信する。

○基本方針3 危機対応力の強化と保健所等への研修・指導

- ・ 新たな感染症の発生や突発的な環境事案に備え、平時から体制整備と人材育成を進め、健康危機に迅速かつ的確に対応できる体制を確保する。
- ・ 職員一人ひとりの専門性の向上と、チームによる取組を重視し、組織としての対応力を高める。
- ・ 保健所等との連携を強化し、効果的な研修・指導を通じて衛生・環境分野全体の対応力向上に貢献する。

○基本方針4 県民へ分かりやすく届ける情報

- ・ 公衆衛生に関する情報を適切に収集・整理し、県民ニーズに応じた分かりやすい情報発信に努める。
- ・ 県民との連携を通じて信頼関係を深め、より実効性のある活動へと繋げる。

IV 基本方針を実現するための重点取組

○基本方針1 確かな技術と信頼で支える試験検査

試験検査は、センターの基幹業務であり、行政判断を支える重要な役割を担っている。

このため、検査制度の継続的な点検・改善を行うとともに、県庁各課室との間で定期的な協議の場を設け、行政ニーズを踏まえた試験検査業務の優先順位を明確にする。

あわせて、各種研修会や外部精度管理への参加などにより、研究員のスキル向上を図り、限られた人員・資源を有効に活用し、求められる検査を的確かつ迅速に実施する。

1) 重点取組

- ・試験検査項目や運用方法について、科学的妥当性や行政ニーズを踏まえ、定期的に見直しを行うとともに、県庁各課室との意見交換の場を設け、行政判断を的確に支える検査体制を確保する。
- ・検査業務の優先順位を整理するとともに、手法の見直しやICT活用等により効率的な業務運営を図る。
- ・国立保健医療科学院などが開催する各種研修会や環境省などが開催する外部精度管理への参加に加え、「大分県衛生環境研究センター研究員専門性育成プログラム」やスキル点検表を適宜見直し、研究員のスキル向上を図る。

2) 目標

①試験検査に関する意見交換

- ・主要な試験検査項目について4年に1回以上、運用を見直すとともに、県庁各課室との意見交換の機会を毎年度確保する。

②平均処理時間の縮減

- ・検査手法の見直しやICTの活用を推進し、主要な検査業務の平均処理時間について8年間で概ね10%の改善を目指すとともに、業務の見直しと再構築を通じて、限られた資源を効果的に活用する。

③研究員の人材育成

- ・研究員は、各種研修会に年間3回程度、センターとして年間10回程度の外部精度管理に参加するとともに、「大分県衛生環境研究センター研究員専門性育成プログラム」や「スキル点検表」を適宜見直す。

○基本方針２ 行政課題に応える調査研究

調査研究は、将来の行政課題への対応力を高めるために不可欠な取組である。

各担当が主体的に調査研究を実施するとともに、県庁各課室等へのニーズ調査を通じて、現場や行政が求める課題を把握する。

得られた研究成果については、行政施策への活用を意識し、県庁各課室等との共有・連携を図ることとする。

1) 重点取組

- ・各担当において、日常業務と連動した調査研究テーマを計画的に設定する。
- ・県庁各課室等へのヒアリング等によって行政ニーズを把握し、研究課題へ反映させる。
- ・研究成果を体系的に整理し、行政施策や現場対応に活用できる形で情報提供を行う。

2) 目標

①業務と連動した調査研究

- ・各担当において、業務と連動した調査研究課題を計画的に設定する。

②行政ニーズを踏まえた調査研究

- ・毎年度、行政ニーズを踏まえた調査研究課題の検討を実施する。

③計画的な研究

- ・パイロット研究（年間 10 件程度）、調査研究（年間 8 件程度）および他機関との共同研究（年間 4 件程度）を計画的に実施し、その半数以上を複数職員によるチーム研究とすることで、研究の継続性確保と組織的知識の蓄積を図る。

○基本方針3 危機対応力の強化と保健所等への研修・指導

新興感染症および突発的な環境汚染事案に備え、平時から有事に円滑に移行できる体制づくりを進める。

センターの試験研究等の成果を現場で活用できる形で還元するため、保健所職員等を対象とした研修・技術指導を計画的に実施し、実務に直結する知識・技術の普及と継承を図る。

1) 重点取組

- ・PCR検査等に対応できる職員の育成や、業務を複数の職員が担当できるよう体制を整備するとともに、応援体制や運用手順の確認・見直しを行う。
- ・保健所職員等を対象に、食品衛生や環境衛生および感染症対応に関する専門研修や実技指導を計画的に実施し、試験研究の成果や最新の知見を現場業務へ還元する。
- ・研修参加者からの意見や行政課題の動向を踏まえ、研修内容や実施方法を見直し、実務に直結する内容への改善を図る。

2) 目標

①検査体制の構築

- ・新興感染症発生時には、速やかにPCR検査体制を整え、流行初期は最大 206 件/日、流行初期以降は 524 件/日の処理能力を確保できるよう備える。
- ・突発的な環境汚染事案に備え、運用手順の確認・見直しを行うとともに、職員の育成および年1回以上の危機対応訓練を通じて、組織としての対応力の向上を目指す。
- ・食品衛生や感染症などの衛生分野および大気や水質などの環境分野等、センターの主要業務全般について複数職員が対応できる体制づくりを進める。

②保健所職員等への研修・指導

- ・保健所等と連携し、専門研修・技術指導を年間2回以上実施（延べ40人以上参加、満足度90%以上）するとともに、毎年度、行政ニーズを踏まえた研修内容の検討を行い、研修成果の現場への活用を進める。

○基本方針4 県民へ分かりやすく届ける情報

衛生分野および環境分野を取り巻く状況は、日々変化し、感染症の動向や環境リスクに関する正確な情報の把握と共有が重要であり、国や関係機関等からの感染症情報や環境リスクに関する情報を継続的に収集・整理し、デジタル技術も活用しながら業務に効果的に活用する。

また、必要に応じて県民に対して分かりやすい形で情報を発信し、安全・安心な生活の確保に貢献する。

1) 重点取組

- ・センター職員が情報発信の重要性を認識し、効果的な広報活動を推進するための体制を構築する。
- ・国や関係機関からの通知・資料や衛生分野および環境分野に関するデータを継続的に収集・整理し、日常業務や健康危機対応時に迅速に活用できる環境を整える。
- ・県民向けに分かりやすく情報を発信するとともに、環境学習や環境イベントを通じて、県民とのコミュニケーションに努める。

2) 目標

①情報発信体制の構築と組織的合意の形成

- ・令和8年度上半期中に「広報検討会（仮称）」を設置するとともに、職員の50%以上が投稿テーマの提案又は監修に関与する体制を構築し、広報に関する内部勉強会を年2回以上実施する。

②情報収集・蓄積の充実

- ・国や関係機関からの通知や資料、衛生・環境分野のデータを体系的に収集・整理し、センター内で共有する仕組みを整え、日頃から情報を蓄積することで、健康危機発生時にも迅速かつ的確に対応できる体制づくりを進める。

③県民向け情報発信の充実

- ・Instagramやホームページ等のデジタル技術を活用し、センターの取組や衛生・環境に関する情報を分かりやすく発信するとともに、衛生環境研究センターフェアなどの環境学習や各種環境イベントへの実施・参加を通じて、小中高校生をはじめとする県民の理解と関心を深め、地域全体の環境意識の向上に努める。

V 進捗管理・見直し

本指針に掲げる目標達成に向け、進捗管理と定期的な見直しを継続的に実施する。

毎年度、各担当は取組状況や成果を所長に報告し、所長は達成度を評価するとともに、評価結果をもとに所長、次長、各担当総括で構成する「行動指針評価会議（仮称）」で目標達成に向けた課題や改善策を議論する。

議論された内容は、速やかに各担当へフィードバックされ、必要に応じて計画の修正や新たな施策を検討する。

さらに、社会情勢や健康・衛生・環境を取り巻く状況の変化を的確に捉え、本指針のフォローアップと必要な見直しを適切に行うことで、PDCAサイクルを確立し、センターの機能強化と県民への貢献を目指す。

VI その他

本指針の重点取組のほか、センターの機能強化のため、以下のことについても検討する。

- 1 センター内の環境整備
 - ・各担当の執務室や所長室の配置
- 2 政策的予算の検討
 - ・機器整備だけでなく、重点取組を実行していくための政策的予算の確保

【基本方針の目標】

基本方針	目標	内容
1	試験検査に関する意見交換	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主要試験検査項目の4年に1回以上の運用見直し ・ 県庁各課室との意見交換の機会を毎年度確保
	平均処理時間の縮減	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主要検査業務の平均処理時間を8年間で概ね10%改善
	研究員の人材育成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種研修会に年間3回程度、外部精度管理には年間10回程度参加 ・ スキル点検表等の適宜見直し
2	業務と連動した調査研究	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務と連動した調査研究課題を計画的に設定
	行政ニーズを踏まえた調査研究	<ul style="list-style-type: none"> ・ 毎年度、行政ニーズを踏まえた調査研究課題を検討
	計画的な研究	<ul style="list-style-type: none"> ・ パイロット研究(年間10件程度)、調査研究(年間8件程度)および他機関との共同研究(年間4件程度)の計画的実施 ・ 各研究の半数以上を複数職員によるチーム研究で実施
3	検査体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新興感染症発生時には、速やかにPCR検査体制を整え、流行初期は最大206件/日、流行初期以降は524件/日の処理能力を確保 ・ 突発的な環境汚染事案に備えた運用手順の確認・見直しと職員の育成および年1回以上の危機対応訓練の実施 ・ 衛生分野および環境分野等、センター主要業務全般に複数職員が対応できる体制づくり
	保健所職員等への研修・指導	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保健所等と連携し、専門研修・技術指導を年間2回以上実施(延べ40人以上参加、満足度90%以上) ・ 毎年度、行政ニーズを踏まえた研修内容の検討
4	情報発信体制の構築と組織的合意の形成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和8年度上半期中に「広報検討会(仮称)」を設置 ・ 職員の50%以上が投稿テーマの提案又は監修に関与する体制の構築 ・ 広報に関する内部勉強会を年2回以上実施
	情報収集・蓄積の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国等からの通知や資料、衛生・環境分野のデータを体系的に収集・整理し、センター内で共有する仕組みを整備
	県民向け情報発信の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ インスタグラム等のデジタル技術を活用した衛生・環境に関する分かりやすい情報発信 ・ 各種環境イベントを通じた、小中高生など地域全体の環境意識の向上